

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和3年度第1回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会
日時	令和3年5月25日(火) 13:30~15:30
場所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室(事務局・傍聴), ウェブ会議
出席者	会長 平野 隆之 委員 佐瀬 美恵子, 田中 隆子, 加納 多恵子, 東郷 明子, 針山 大輔, 杉田 俱子, 辻原 永子, 納谷 周吾, 谷 仁, 桑田 敬司, 橋野 浩美, 佐藤 アケミ, 谷口 稔彦, 中山 裕雅 欠席委員 河盛 重造, 大嶋 三郎 関係機関 社会福祉協議会 次長 山岸 吉広 主査 宮平 太 事務局 地域福祉課 課長 山川 尚佳 主幹 安達 昌宏 主幹 吉川 里香 係長 阿南 尚子 課員 梅木 佳奈 課員 梅林 健祐
事務局	地域福祉課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議 事

- ア 第4次芦屋市地域福祉計画骨子案について
- イ 市民意識調査の結果について
- ウ その他

2 提出資料

- 資料1-1 第4次芦屋市地域福祉計画策定に向けた見直しの内容(概要版)
- 資料1-2 第4次における計画・政策の世界と現実の世界
- 資料1-3 第4次芦屋市地域福祉計画策定に向けた見直しの内容(全体図)
- 資料1-4 20施策(事業)の相互関連
- 資料 2 市民意識調査報告書【素案】
- 資料 3 計画策定スケジュール(案)
- 参考資料1 部会等意見まとめ
- 参考資料2 検討チームA~C意見まとめ
- 当日資料 企画案「若者から学ぶ芦屋の未来」

3 審議内容

- (1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数17人中15人の出席により成立

(2) 議 事

ア 第4次芦屋市地域福祉計画骨子案について

<平野部会長>

本日は、第4次計画の施策体系を中心に会議を進めたいと思います。特に、資料1-1の体系(案)にあるA~Dの中の5施策、20項目が中心になると思います。第4次計画は、第3次計画とは内容が少し異なっており、まずはその背景についてお話をします。

資料1-2「政策の世界と現実の世界」について、点線の上が政策の世界というイメージです。社会福祉法が大幅に改正された結果、聞き慣れない「重層的支援体制整備」という難しい言葉が出てきます。第4次計画を策定していく中で、国が提案している重層的支援体制整備事業を、芦屋市が来年4月から本格的に実施することを表現するために、手挙げ方式と記載しています。重層的支援体制整備事業に、芦屋市も取り組む関係にあることを理解していただければと思います。しかし、一般的にはイメージが難しいということを考慮する必要があり、Aという枠組みで記載しました。

中段の第4次計画は、第3次計画の残された課題等も含まれています。重層的支援体制整備事業に取り組むことは、国が示しているガイドライン通りにやるということではなく、芦屋市にふさわしい加工ができる自由があると位置付けられています。同時に地域福祉部会、検討チームが設置され、いろいろ話し合われた内容を今回の体系に反映させてきました。

点線より下の部分について、芦屋市には地域福祉の領域を担当する地域福祉課がありますが、他の地方自治体では必ずしも一般的ではないことを示しています。芦屋市は、一定の地域福祉の基盤を持った行政運営がされていると理解をしていいと思います。行政部門が庁内で連携し、第3次計画の実績を踏まえ、第4次計画に可能な限り反映させることも必要ですので資料に書き込みました。

行政の役割と地域住民、または社会福祉法人、民間がこれまで蓄積してきた実績を、第4次計画に反映させるのはCの部分です。特に市民が主体となり取り組んできたことを第4次計画にどのように反映させるか、検討チームの中で協議されてきました。Bでは、公民協働を進める内容を第4次計画に反映させています。

資料の裏面はDについてです。重層的支援体制整備事業は、大きく3つの事業に分類されます。相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業の3つの支援事業が、重層的な関係になっているという意味です。今までは、高齢者は高齢者施策、障がい者は障がい者施策といったように、それぞれ取組を進めてきました。これらに対して、財源を横断的、地域福祉的に使えるように弾力化したと言われていました。

対象別に整備されてきたものを横断的に相談支援できる仕組みを取り入れていくということで、主に制度で支えられているため、「I 制度福祉」としました。中央の「参加支援」は障がいがあり働けないなど、社会への参加に制約のある方々に対し、参加できる条件を整備する事業を横断的に考えていいということです。高齢者の参加にしか使えなかった財源を、高齢者以外の参加にも使えるようにしていこうという考え方になっています。地域福祉の代表的な事業と捉えていいと思います。

Dに関係している部分ですが、地域づくりに向けた支援事業、まちづくりと福祉がつながることが、制度改正の目指すもう1つの重要な目的です。地域福祉とまちづくりについて協働できる関係が求められてきています。第4次計画では、福祉計画の枠を少し超えて、まちづくりと地域福祉がつながる項目が必要になってきました。

資料1-1のAで、相談を受け止めることも含め、行政が積極的に地域共生社会を推進するという表現があります。それが、今回の重要な制度改正の狙いでしたので、その部分をAとしました。

また、公共部門と民間部門が協力し、様々な事業を展開していくことをBと位置付けました。特に、市民主体の地域福祉活動などを集め、Bの名称はプログラムや事業という性格を与えています。

Cは、活動という表現で区分しました。事業として成立する内容を、公民が協力して取り組むことにしました。もちろん市民任せではなく、社会福祉協議会が活動をしっかりと支援する意味で、C-15に社会福祉協議会を入れています。

重層的支援体制整備事業では、まちづくりの視点を地域福祉計画の中に入れる方向性となっており、検討チームで議論にあがったまちづくりとのつながりについての内容をDに反映しています。

これらを踏まえ芦屋市は、来年度から財政面でも横断的にお金が使える措置を受けることができると思っております。

第3次計画の策定時には、明確に国の方向性を反映した計画を作る必要はありませんでした。しかし第4次計画は、法改正を反映した計画内容とし、各チームでの検討内容も受け編集しました。

<佐瀬委員>

重層的支援体制整備事業は理解が難しく、国の求めていることが分かりづらいです。全体としてどのような予算で、どのように動かしていけるのだろうかと思っております。様々な問題が絡んでいるケースについて、それぞれを解きほぐしながら支援しようというイメージです。

<平野部会長>

生活支援コーディネーターの領域は介護保険の財源で、人件費が確保される仕組みです。例えば、生活支援コーディネーターが障がい者や子どもの支援、その人たちの集まりを担うことについて、いろいろな議論があります。また、介護保険制度の地域包括支援センター自体が、障がい者の方や子どもへの相談に応じると、それは目的外にお金を使っていると会計検査で指摘されます。今回の法改正では、会計検査から指摘されないよう横断的にお金を使うことが可能になりました。生活支援コーディネーターの業務が、高齢者に限らず、障がい者や子どもの分野と連携し、自由にできるという財政面での改革の必要がありました。お金の使い道において、地域福祉的な活動に支出できること、福祉に限らずまちづくりと連携することが可能となりました。

民生委員・児童委員、地域福祉アクションプログラム推進協議会、ひとり一役ワーカーに参加している方だけではなく、あしやNPOセンターも含め、まちづくりや地域づくりに近い活動をしている方々が幅広くつながるように、第4次計画を策定することが一つの方向性だと理解いただきたいと思います。

財政面で横断的というのは、重層的ではなく、包括的という認識です。資料1-2裏面の3つの円で、まちづくりと地域福祉は縦で、重層的に展開したほうがいい関係になっています。問題が重層しているから重層的支援との説もありますが、複合的な問題へは包括的な支援をするという捉え方でいいと思っております。重層というのは、福祉の裾野を広げ、まちづくりの人たちと福祉との出会いを密にしていくことが求められていると思っております。今回の計画もそういった色合いを明確に示すために、主体ごとに分類するとわかりやすいので、A B C Dと4つの領域に分けて表記しています。

<橋野委員>

市民活動の観点から申し上げますと、様々な事柄が絡み合っています。地域福祉課と市民活動が結び付いていないことは、見えていない部分が多いと思っております。子どもや障がいの関係で市民からの相談が多いですが、どこで何をやっているのか、どこにつなげばいいのかを迷うことが多いです。この場がそういった整理をしてくれる側になってほしいと思っておりました。今回の重層的な支援に当てはまっていくと思っております。

<平野部会長>

相談体制という点では、Aに盛り込んでいます。第3次計画では、AとDの内容が少なかったと理解していいと思っております。

<納谷委員>

自治会の活用というのが大きな眼目になってくるということ、以前に平野部会長もおっしゃっていました。自治会を運営している立場から見ても、非常に大事な骨格を担っている

ことは理解できるので、資料にあるように大きくクローズアップしていただいたことはありがたいと思う反面、本当に自治会にはそんな力があるのかと少し不安にもなります。

市民意識調査の結果からも、活動する場所について疑問があることが示されています。市の施策についても、どこでどんなことをしているか、市民はほとんど知りません。そして、どのように情報を探すと見つかるのか、その術も分かりづらいです。また、居場所が必要と言いつつも、市は集会所を統廃合しようとしたり、新しい集会所は作らないことを、前に出しています。そういった政策と自治会等が取り組んでいくことが、加味されているのか疑問です。机上の論理だけで進んでいないか危惧しています。

<平野部会長>

まちづくりと融合する際の条件整備が本当にあるのかというご指摘だと思います。それは個々の項目で、具体的に議論していきたいと思います。

これまでは国の制度改正を踏まえ、この計画に反映させたという説明でした。事務局から今までの議論と第3次計画との関係性について、資料1-3を中心に説明いただきたいと思います。

資料1-3は検討チーム、部会の議論を踏まえた内容が左に、第3次計画の体系が右に、真ん中に第4次計画という関係になっています。

<事務局：山川，阿南>

資料1-3について説明

<平野部会長>

検討チームで出された事柄が、どのように4つの分野、20の施策に配置されたのかについて、項目の1つ1つが丁寧に説明されたわけではありませんが、大まかにご理解いただけたのではないかと思います。

本日は、この4分類の形式で計画を策定していくことに合意をいただけるか、また20の施策についてご意見をいただき、次回に向けて考えたいと思っています。どうぞ忌憚のないご意見、ご質問をお願いします。前半のAとBを中心にご意見いただければと思います。

<佐瀬委員>

支援体制の中での相談の観点から、Aの一定の専門職や市役所のメンバーを中心に頑張ってもらおう部分と、BCDとの関係が弱い気がします。どうしても専門職だけで頑張ってしまうイメージの作り方ですが、市民も含めてどのように支援できるかを考える図になればいいと思います。

専門職だけで行うことは、荷が重いのではないかと思います。啓発活動も含めて、非常にしんどい仕事を専門職、庁内で行なうように見えてしまいます。やはりここに一緒に活動する市民の協力がないと、できないことが多くあると思います。

<谷委員>

権利擁護支援センターの事業では、一般市民を対象に権利擁護支援者養成研修を、センター開設から令和元年度まで毎年、令和元年度以降は隔年で実施しており、今年度は実施の年です。一般の市民の方に20名ほど集まっただき、単発の講義ではなく、カリキュラムを組んだ研修を半年間受講いただいています。その後、実際に地域での権利擁護支援の担い手として活動していただいています。

資料1-4で、2番と19番に関連してくると思っています。研修修了後どのような活動をされているかですが、市民後見人として裁判所から選任され活動していたり、介護サービス相談員として高齢者施設を訪問し、利用者の話を傾聴したり相談を受けるなどの活動をしています。介護サービス相談員は任意事業として全国の自治体で取り組みが行われています。また、障がい者施設でも同様の活動をしており、これは芦屋市独自の事業になります。こういった活動のメニューなども今後増やしていくことで、地域の中で一般の市民の方が関わる仕組みが広がっていくと思います。

<平野部会長>

資料1-4で、縦の1-4と横の6-10の関係に丸が付いていないことを佐瀬委員にご指

摘いただきました。人材育成についてD-19で取り上げていますが、この権利擁護に丸が付いていないことは、受けきれていない証拠であると思います。主体が市民である部分については、縦の19番に丸が付いていますが、まちづくりのためと限定しましたので、1～4の行政対応で人材育成には関わりが薄いと示されています。ご指摘いただいたように、実態を示すことができるように修正したいと思います。

<針山委員>

Bの各取組のプロセスで、いかに市民、専門家、行政が意見交換を行い、話し合うかが非常に重要であると感じました。計画の作り方ではなく、計画の進め方に関してですので、仕組みより仕掛けであると思います。

<平野部会長>

B-6、B-7、B-8は出口支援の話で、相談について書ききれていません。最初の相談窓口が、必ずしも行政の窓口につながっているとは言えないことも含め、B-6とB-7に象徴されるように、受け皿や解決のプログラムが強調されている面があります。そのため、相談が公民協働で進むような表現や内容にした方がいいと思います。

<事務局：吉川>

相談の窓口も市民の方と共にとりいう部分は、検討チームの中でも意見として出ておりました。身近な相談窓口として、民生委員・児童委員や地域の方が見つけて、つないでいただくことも大事であると思っています。

A-1の記載で、各相談支援機関と地域住民の連携による支援体制の整備や地域づくりと意識はしていますが、表現の方法が薄い部分もあると思いますので、いただいたご意見も踏まえ、出口支援だけではなく、相談支援でも市民の方と手を取って進めていく姿勢、方向性を表現し、施策の書き方を工夫する必要があると思っています。

<平野部会長>

Bの中のプラスワン事業を展開し、地域共生型の拠点づくりを含めた大きな話題があります。第3次計画では見られない事業であり、社会福祉協議会がBで重要な役割になっています。

<加納委員>

プラスワン事業は、寄付金を財源として、寄付をいただいた方の意志を尊重し、大切に20年程度の時間をかけて、積み重ねていきたい事業の一つです。社会福祉協議会が中心になり取り組んでいきますが、事業でも活動でもない独自の居場所づくりに取り組みたいと思っています。あらゆる地域で、障がい者も認知症の方も一般の子どもも、誰でも、いつでもそこに集まると誰かがいるという雰囲気、地域の方が中心となり運営していきたいです。芦屋市ではボランティア精神をお持ちの方がたくさんいますので、そういった方の活動の場を社会福祉協議会が用意していきたいと考えています。

<平野部会長>

寄付で行われる具体的な取組について、公民協働という枠組みで理解しない方がいいということですか。

<加納委員>

まだ、そこまでの運営上の話し合いはできていません。枠にとらわれない、自然体でというところを強調していきたいと思っています。

<平野部会長>

どちらかという、CやDの要素もあるという感じでした。分類をきっちり分けると、事業の展開によっては難しい側面も出てくる感じがします。その点についても、社会福祉協議会と協議をしていきます。

<東郷委員>

私は検討チームBに参加してきましたが、検討チームのまとめの部分で、地区福祉委員会に地域支え合い推進員が主体的に参加することや、民生委員と自治会との連動といったことが書かれており、それが進んでいくと嬉しいと思います。

民生委員・児童委員は、住民と行政との間に入り、普段は住民の見守りから関係機関につながる事が主な仕事になっています。その後、再度民生委員・児童委員が見守り活動をしていきます。コロナ禍であまり活動はできていませんが、住民の近くで活動している立場として、行政と自治会と一緒に活動できることは、嬉しいことであると思っています。しかし同時に、やっていくと記載があっても、どこがやっていくのか疑問です。

<平野部会長>

入り口支援について、B-8の生活支援体制整備、つまり地域支え合い推進員の人たちがバックアップするという側面が一つあるのと、C-15の社会福祉協議会が様々なかたちで活動をバックアップする側面があります。前回、納谷委員の発言にもあった個人情報の問題についても議論しました。ご指摘のあった情報の共有について明確にしていく必要があることを事務局で議論しているので、次回にはその辺りや民生委員・児童委員をバックアップするような仕組みも含め、より具体的に示すことができるようにしたいと思います。

<関係機関：山岸>

民生委員・児童委員のバックアップについて、社会福祉協議会が委託を受けている地域発信型ネットワークの中で地域からの困りごとをどう受け止めつないでいくか、どう返していくかという議論が地域福祉推進協議会でも行われています。そういった体制づくりは、これからの地域共生社会をつくっていくことにつながる重要な部分だと認識していますので、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

<平野部会長>

B-8、B-9、B-15も含めて次回までに強化していただきたいと思いました。

続いてCとDについて議論させていただきたいと思います。C-12に地域福祉アクションプログラム推進協議会のことが明記されています。

<佐藤委員>

第4次計画を策定する中で、難しい専門用語や表現も必要であると思いますが、市民の方が読んだ時に、多くの疑問が浮かんでしまうと思います。基本理念の「多様な主体の参加と協働」と言われると、一般の市民は興味が無い上に分からない方が多いと思います。言葉や表現にうまく工夫を加え、市民に伝わる計画になればいいと思います。

第3次計画で災害に備えることがC評価で、市民意識調査においても災害が起きた時のことを心配されている方が多いです。第4次計画では、その部門に力を入れることができるといいと思いました。

地域福祉アクションプログラム推進協議会は、芦屋市と社会福祉協議会、市民が関わっている事業ですので、より多くの方に周知していただきたいと思っています。コロナ禍が落ち着いて、地域で様々なイベントを開催し、地域とのつながりや地域での見えない課題が見えるといいと感じています。

<事務局：山川>

災害について、緊急・災害時要援護者台帳や要配慮者名簿があまり活用されておらず、行政でも課題と捉えております。第4次計画でも、取り組んでいく必要があると認識しています。

地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動については、もっと多くの人に関わっていただき、活発な取組になるように考えていきたいと思っています。

<平野部会長>

事務局で協議した際、災害の中にコロナ禍の問題をどう扱うかという議論になりました。コロナ禍で地域活動そのものがやりづらくなっている環境に対して、地域福祉はどのように対応していくのかも含め、コロナ禍での地域福祉の在り方などを、20の施策のどこかに盛り込む方がいいのではないかという話があります。一つは、C-18の中に入れることが可能かとは思っています。自然災害と共に、今回の場合はコロナの問題も災害に類似する問題であろうかと思っていますので、コロナ禍の問題をどのように取り上げればいいのかといったご意見をいただければと思います。

<田中委員>

芦屋市や西宮市など阪神間は恵まれた環境にあり、自然災害で自身があまり困ったことはありませんでした。しかし、今回のコロナ問題は想定外のことであり、自身にとっても非常に大きな問題です。1年以上の長期にわたる大災害であり、特別枠を作り対応の仕方を明記した方がいいと思うくらいです。

<佐瀬委員>

実は災害時に起きる地域の課題が、今回たくさん見えたのではないかと思います。ワクチン接種の予約について、他の自治体では高齢者のインターネットが使えない問題などが起きています。それに対して、近所の人が見えたりデイサービススタッフが代わりに行っているなど、助け合いが見えたりしています。今起きているコロナの状況を整理することで、具体的に何をしないといけないかの部分も少し見えてくるのではないのでしょうか。

コロナを素材にすることと併せて、計画に反映することができるかと思いました。

<平野部会長>

コロナ禍については、福祉課題だけではないと思います。D-18の中に検討し、入れていくことを想定したいと思います。地域活動がしづらい状況についての対応など、NPOセンターでは議論は行われていますか。

<橋野委員>

事業を展開する上で、集まれないことが一番の問題です。一方、リモートで行うことや、リモートと会場で一緒に行くなど、逆にいろんな方法を皆が考え出しているところがあるので、活動の幅が変わったかたちで広がってきているところもあります。全てが悪いわけではなく、可能性を広げるという意味では、いい傾向も見られているのではないかと思います。

<平野部会長>

この点は、D-18を補強していく方向で考えてみたいと思います。

なかなか計画に子どものことを入れようがなく、どうしても高齢や障がい中心になってしまいます。谷口委員は何か意見があれば、触れていただきたいのですが。

<谷口委員>

こども家庭センターは、児童虐待の相談に乗るだけの機関と思っている方が多いと思います。しかし、法的には満18歳未満の子どもの相談を受けることとなっており、障がいに関する相談や療育手帳の交付手続きをしたりしています。こども家庭センターの関わりとしましては、身近な地域での相談や見守り、各機関との連携による総合相談支援体制の構築という中に、我々の機関も含まれていると思います。

児童虐待の相談に関しては、「189（いちはやく）」の3桁の相談電話に掛ければ、各地域の児童相談所、こども家庭センターに連絡が入り、相談を受けます。その相談は、市役所や警察など行政機関からの相談もありますが、一般市民の方、当事者の方からの直接の相談もあります。こども家庭センターは虐待だけではなく、障がいに関する相談など18歳未満の子どもに関する相談を幅広く受けていますので、Aだけではなく、BやCにも広げたかたちで、まとめていただくように検討いただきたいと思っています。

<平野部会長>

最初の佐瀬委員のご意見とつながることなので、また事務局と相談して反映していきたいと思っています。

Dは民間企業の「こえる場！」などを入れさせていただいていますが、このあたりは商工会の桑田委員から、まちづくりという観点からでも結構ですがいかがでしょうか。

<桑田委員>

Dの「こえる場！」に実際に参加できる店もあると思いますが、専門家や地域福祉に携わる企業という点、どうしても数が絞られてしまいます。社会福祉の活動をしている団体のイベントの告知や活動の広報という意味では、市内の商工会会員の店舗で広報してもらい、カウンターにチラシを置いてもらうなど、地域に根ざした情報発信で役に立つことができると思います。

これは商工会と関係ありませんが、防災や交通安全についてなど、地域福祉計画は幅広い問題を網羅しているので、全部をこの計画に盛り込むのは難しく、実際に担当するのも難しいと思います。交通安全なら交通安全協会、防犯なら防犯協会など、そのことを専門的にやっている外部の団体と連携して行うことが必要だと感じます。当てはまる団体がない部分のケアを重点的に行うといいのではないかと、話を聞いていて思いました。

<平野部会長>

広報的なバックアップも可能だという積極的なご発言をいただけたと思います。

<辻原委員>

一般市民として、資料の文言が難しいと思います。アンケート結果でも示されているように、市は一生懸命広報されているのは分かりますが、市民まで浸透していないのではないかなと思います。

あじさいの会でも本当は集まって話し合いをしたいですが、コロナの影響で実現できません。デイサービスなどでもクラスターが発生していますので、集まれない、外出できないなどで困った人がいると思います。いつでも、どこでも集まれる場所を、早く作る必要があると思います。あじさいの会の経験者もたくさんいますので、可能であればそこに参加して、お手伝いをしたいと思っています。

<平野部会長>

身近な拠点での相談という記述が全体的に弱いので、補強したいと思います。また、文言が難しい部分については、国の用語の言い回しが増えてしまいましたので、前回の計画と用語の使い方が変わっています。分かりやすい概要版を別途作成することや、全般的に分かりやすい文言に修正していく必要があると思います。

<杉田委員>

C-11とC-12に関して話をしたいと思います。C-11の福祉学習の充実では、社会福祉協議会が主催の福祉学習の手伝いとして、各小学校、中学校に視覚障がい者の方や、車いすの方が伺い、体験談を話しています。基本理念の中に「誰が」という主語が重要だと思いますが、私たちの団体のメンバーが福祉学習の充実に関与することができるということをお伝えしたいです。また、最初は小学校と中学校だけでしたが、幼稚園や保育園でも行いたいと熱心に伝え、福祉勉強会の活動をするようになっていきます。

障がい者の方が学校だけではなく、高校生や地域福祉部会の委員を対象に、話をする機会が与えられればいいと思います。また、自治会の方や民生委員・児童委員も一緒に、障がい者の話を聞く企画ができればいいと思います。

C-12で地域福祉アクションプログラム推進協議会の玉手箱プロジェクトに所属しています。視覚障がい者が使うスマホに関しての勉強会を開催し、広がっている状況をお伝えいたします。

<平野部会長>

納谷委員から、まちづくりとつながるのはいいが、自治会の活動に体力はあるのかという問題提起をいただきました。芦屋の市民協働との関係も含めて、大きなテーマと思っていますので、別途何らかのかたちで聞き取りや個別に協議をさせていただきたいと思っています。

Dでは、まだまだこれからですが、あしやNPOセンターと意見交換をする必要があると思います。全般的にこれまでの課題を受けて、少し修正したいと思います。

イ 市民意識調査の結果について

<事務局：阿南>

資料2について説明

<平野部会長>

説明の途中に、年代別の調査結果についても示してほしいとチャットで意見をいただきましたので紹介します。

<中山委員>

今回の計画は、非常に堅い表現になっていますが、概要版の冊子やイラストなどの使用、分かりやすい日本語を用いて考えたいと思います。

また全体的な計画、進行については、地域福祉課を中心に庁内外との連携を行います。計画にもプラットフォームという言葉で表現しておりますが、地域福祉部会等で計画の評価や進行の報告させていただくことも必要であると思います。

今回は、地域づくりにまで対象が広がっていますので、この部分がこれまでの計画では弱かったところだと思います。「こえる場！」の事務局機能の強化を挙げておりますが、協働のための仕掛けを考え、多くの主体が参加していくようになると思います。

ウ その他について

<平野部会長>

議題のその他について移りますが、佐瀬委員提案の多世代交流のプログラムについて説明をよろしくお願いします。

<事務局：阿南>

佐瀬委員提案の「若者から学ぶ芦屋の未来」について、地域福祉計画拡大企画ということで、芦屋市内で頑張っている若者の話を聞いて、地域福祉計画のヒントになることや、活動について考え、世代間交流を楽しみましょうという内容です。

学生にも来ていただく想定ですので、8月18日の夏休みの時期にしました。午後1時半からの2時間程度で、場所は仮で分庁舎の大会議室にしておりますが、いい場所があれば変更もあります。

若者の話を4～5名程度から聞くということで、芦屋市に通っている高校生、芦屋大学のボランティア部の方、介護施設などで頑張っている方、留学生などから話を聞きたいと思っています。コロナ禍ですので、定員を増やすことができるか分かりませんが、ぜひ地域福祉部会の皆さまにも盛り上げていただきたいと思っています。

<平野部会長>

本日の議題は全て終わりました。令和3年度第1回社会福祉審議会地域福祉部会を終わります。ありがとうございました。

以 上